

令和4年3月17日



二本松市



厚生労働省福島労働局

二本松市産業部商工課

商工課長 遊佐 清作

商工振興係長 丹野 克仁

電話 0243-55-5120

福島労働局職業安定部職業安定課

職業安定課長 秋元 初雄

職業安定課長補佐 矢内 聡

電話 024-529-5338

担  
当

## 二本松市と厚生労働省福島労働局との雇用対策協定の締結について

二本松市と福島労働局（ハローワーク二本松）は、効果的かつ効率的な連携による雇用対策を通じて、人材確保の推進、若年者の就業・定着の推進、働き方改革の推進等に対する取組みを連携、強化することにより、持続可能な地域経済の実現を目指すことを目的として、雇用対策協定を締結することとなりましたので、下記のとおりご案内いたします。

なお、市町村と福島労働局との間での協定締結は、県内で9番目となります。

### 記

- 1 日 時 令和4年3月24日（木）午後3時30分～4時
- 2 場 所 二本松市役所 4階 庁議室
- 3 出 席 者 二本松市長 三保 恵一  
厚生労働省福島労働局長 河西 直人

#### 4 協定による連携、主な協力事項

- (1) 若年者の労働力の確保・定着の促進
- (2) 人材不足分野での人材確保の推進
- (3) 全員参加型社会の実現に向けた取組の強化
- (4) 新型コロナウイルス感染症に対する雇用対策
- (5) 働き方改革の推進
- (6) 雇用関係情報の共有・発信

#### 5 締結式の内容

- (1) 出席者紹介
- (2) 協定の概要説明
- (3) 二本松市長及び福島労働局長からの挨拶
- (4) 締結書への署名
- (5) 写真撮影



# 二本松市と厚生労働省福島労働局による雇用対策協定 概要



## 目 的

二本松市と福島労働局（ハローワーク二本松）が、効果的かつ効率的な連携による雇用対策を通じ、地域の人材不足企業への人材確保の推進、若年者の就職・定着の促進、働き方改革の推進等に取り組み連携を強化することにより持続可能な地域経済の実現を図ります。

## 協定による連携・協力事項

- 1 具体的な取組、実施方法及び役割分担等を事業計画として毎年定めます。
- 2 市長と労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に必要な要請を相互に行い、協力します。

## 主な取組

1 若年労働力の確保、定着の促進	2 人材不足分野での人材確保の推進	3 全員参加型社会の実現に向けた取組の強化	4 新型コロナウイルス感染症に対する雇用対策	5 「働き方改革」の推進	6 雇用関係情報の共有・発信
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 新卒者に対する就職支援と職場定着支援</li> <li>② 市内企業への就職促進</li> <li>③ 若年者に対する就職支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 人材不足分野における人材確保対策</li> <li>② 誘致企業の人材確保対策</li> <li>③ 移住・定住促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 高齢者の就労支援</li> <li>② 障害者の就労支援</li> <li>③ 生活保護受給者等 生活困窮者への就労支援</li> <li>④ 就職氷河期世代、フリーター、ニート、外国人の就労支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る雇用維持・継続に向けた支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「働き方改革」 「ワークライフバランス」の実現に向けた取組の推進</li> <li>② 誰もが活躍しやすい職場環境整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 雇用統計等の情報共有</li> <li>② 市内事業所の求人情報発信</li> </ul>

## 今後のスケジュール

○令和4年4月に運営連絡会を開催し、具体的な取組み、役割分担等を定める「二本松市雇用対策協定事業計画」を策定する。